

畜産環境対策総合支援事業

第 1 事業の内容

本事業は、令和 3 年 5 月に策定された「みどりの食料システム戦略」において、温室効果ガスの排出削減、化学肥料の低減、有機農業の面積拡大などの推進が掲げられている中、持続的な畜産物生産に向け、「堆肥の高品質化、ペレット化、堆肥を用いた新たな肥料の生産、広域流通による循環利用システムの構築」の推進や、畜産環境問題が畜産農家の生産意欲を抑制している現状に鑑み、温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援することで、畜産環境問題の解決を図ることを目的とする。事業内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助対象基準並びに補助率については、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

1 畜産堆肥流通体制支援事業

畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組に必要な経費の一部について補助する。

2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

耕種農家における堆肥・液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通や海外輸出等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、第 3 の取組主体が行う堆肥造粒機等の導入に必要な費用の一部について補助する。

3 畜産・土づくり施設等導入支援事業

第 3 の取組主体が行う好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設又は機械（施設と一体的に整備するものに限る。以下、「施設等」という。）の整備若しくは補改修に必要な費用の一部について補助する。

4 畜産環境対策推進体制支援事業

地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催や、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査に必要な経費の一部について補助する。

5 畜産環境関連施設等導入支援事業

第 3 の取組主体が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修に必要な費用の一部について補助する。

第 2 事業実施主体

- 1 第 1 の 1 の事業実施主体は、要綱第 4 の 5 に規定する公募選定団体とする。
- 2 第 1 の 2 から 5 の事業実施主体は、畜産クラスター協議会（都道府県知事により認定を受けた畜産クラスター計画を有すること）又は、畜産を営む者及び地方公共団体又は生産者団体の他、1 者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会であって、以

下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 畜産を営む者が直接の主たる構成員であること。
 - (2) 当該協議会の規約が次の全ての事項を満たしていること。
 - ア 目的において、畜産経営の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。
 - イ 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - (3) 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。
- 3 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限ることとする。

第3 取組主体

- 1 本事業の取組主体は、次の(1)から(11)までのいずれかの者とする。
- (1) 畜産を営む者
 - (2) 農事組合法人（農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - (4) 株式会社又は持分会社。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（(3)又は(8)）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
 - (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会
 - (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人
 - (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - (9) その他農業者の組織する団体（農業協同組合を除く。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - (10) 農業協同組合
 - (11) 地方公共団体
- 2 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を实践すること。
- (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
- (3) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

第4 施設等の貸付け

本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設等の貸付けは、第3の1の(2)から(4)まで又は(6)から(11)までのいずれかに該当する取組主体が、第3の1の(1)から(5)までのいずれか又は(10)に該当する者（以下「借受者」という。）に貸し付ける場合に限ること。

(2) 施設等の貸付けに係る要件

ア (1)により貸付けを行う者（以下「貸付主体」という。）が借受者に本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等は、貸付主体が自ら整備又は補改修した施設等、若しくは離農者等から買い入れ補改修した施設等であって、借受者に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡すことを予定しているものであること

イ 貸付主体が本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること

ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること

第5 事業の成果目標及び目標年度

要綱第7の2の畜産局長が別に定めるこの事業の成果目標及び目標年度は次のとおりとする。

1 成果目標

- (1) 第1の1の事業実施主体は、第7の事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定するものとする。
- (2) 第1の2から5の事業実施主体は、事業実施計画において、次の表の取組の区分に応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するとともに、目標年度までに増頭計画を作成するものとする。

取組の区分	成果目標
堆肥又は液肥の生産・流通に係る取組	取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする堆肥又は液肥の生産量に占める販売量若しくは輸出量の割合の10ポイント以上の増加
悪臭低減に係る取組	事業場との敷地境界線上の臭気指数の11%以上の低減（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制地

	域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる)
汚水処理に係る取組	事業場排水 10 当たりの硝酸性窒素等の 20% 以上の低減、かつ水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める一般排水基準以下へ低減

2 目標年度

目標年度は、第 1 の 1 の事業については、事業実施年度とし、第 1 の 2 から 5 の事業については、事業実施年度の翌々年度とする。

第 6 事業の実施基準

1 次の取組及び費用等は、補助対象としない。

- (1) 取組主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組
- (2) 既存施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
- (3) 本事業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー等）
- (4) 本体価格が 50 万円未満の機械等の導入又はリース導入に対する助成
- (5) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費
- (6) 取組主体が畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の他の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合

2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が 5 年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

4 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。

5 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

6 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適

切な能力及び規模のものを選定するものとする。

7 本事業により整備する施設等と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。

8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第7 事業の実施等

要綱第7の1の畜産局長が別に定める事業ごとの具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 事業実施計画の作成等

(1) 第1の1の事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。畜産局長は選定結果について、応募者に対して速やかに通知するものとする。選定された補助金交付候補者は、別紙申請様式に加え、別記様式第1号により、事業実施計画を作成し、畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、畜産局長が、補助金交付候補者に選定された応募者に通知することにより、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。この場合においては、補助金交付候補者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) 第1の2から5の事業に申請する事業実施主体は、別紙申請様式に加え、第1の2及び3の事業については別記様式第2号の様式、第1の4及び5の事業については別記様式第3号の様式により、事業実施計画を作成し、原則として市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合には、事業実施主体は市町村長を経由せずに都道府県知事に事業実施計画を提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。

(3) (2)による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

(4) 本事業については、事業実施計画が承認された月の初日から行われる取組について補助の対象とする。

2 事業実施計画の承認基準

(1) 都道府県知事は、1の(2)により提出された事業実施計画について精査し、別表1の補助対象基準の欄に定める要件を満たしていることを確認するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により確認した事業実施計画について、第1の2及び4の事業については別添1－Ⅰの採点基準に、第1の3及び5の事業については別添1－Ⅰ及びⅡの採点基準に基づき採点を行い、別記様式第4号により適当と認められる事業実施計画を取りまとめ、当該事業実施計画の写しと併せて地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。

ただし、畜産局長からの選定結果の通知を受けて、地方農政局長等が選定された

事業実施主体を管轄する都道府県知事に通知することにより、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2) の承認に当たり、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し公平性の確保に努めるものとする。
- (4) 都道府県知事は、(2) により、地方農政局長等から事業実施計画の承認を受けたときは、当該事業実施計画を承認し、その旨を速やかに事業実施主体に通知するとともに、事業実施主体の事業実施計画を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。
- (5) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、当該事業に係る実績について、都道府県知事に報告するものとする。
- (6) 都道府県知事は、事業実施主体から報告のあった事業実績について確認の上、適当であると判断される場合は、遅延なく事業実施報告を地方農政局長等に提出するものとする。
- (7) 都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が要綱並びにこの要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。
- (8) 事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、別紙申請様式に加え、変更する内容を明らかにした事業実施計画その他必要な書類を第1の1の事業は畜産局長、第1の2から5の事業は都道府県を經由して地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体又は取組主体の変更

ウ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

エ 補助金の増又は30%を超える減

オ 成果目標の変更

3 費用対効果分析

要綱第7の4の費用対効果分析は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30食産第5396号、30生産第2221号、30政統第2195号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 事業の着工等

- (1) 事業の実施は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、補助金交付候補者又は事業実施主体は、あらかじめ

- め、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、第1の1の事業は畜産局長、第1の2から5の事業は市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、補助金交付候補者又は事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着工等を行うものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 市町村長及び都道府県知事は、事業実施主体が(1) のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 都道府県知事は、事業実施主体から(1) の交付決定前着工届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第8 事業の実施状況の報告等

- 1 第1の1の事業実施主体は、別記様式第5号により、事業実施年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の7月末日までに、畜産局長に報告するものとする。
- 2 第1の2から5の事業実施主体は、別記様式第6号により、事業実施計画の承認年度から目標年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号に事業実施主体の事業実施状況の写しを添付の上、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第9 事業の評価及び推進指導

- 1 第1の2から5の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事へ報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号により、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 地方農政局長等による評価は、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により提出を受けた内容について、関係部局で構成される検討会を開催し、その評価を行うものとする。なお、検討会の開催に当たり、必要に応じ都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。
- 4 地方農政局長等は、畜産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

のとする。

5 推進指導（第 11 の指導を含む。）は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

6 地方農政局長等は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを畜産局長に報告するものとする。

第 10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、第 8 の 2 の事業実施状況の報告により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第 11 調査及び報告

畜産局長及び地方農政局長等は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第 12 管理運営

1 管理運営

- (1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について国に返納すること。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第 4 の施設等の貸付けを行う場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第 13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事業費に対する補助金の経理の適正化について」（平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第 14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第 15 他の施策との関連

事業実施主体は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

別表 1

補助対象経費	補助対象基準	補助率
1 畜産堆肥流通体制支援事業 (1) 環境負荷軽減の取組に対する畜産農家等の理解醸成等の促進を図るための検討会の開催に必要な経費 (2) 環境負荷軽減に取り組む優良事例の収集・調査に必要な経費 (3) 畜産農家等の理解醸成等を図るための情報発信に必要な経費 (4) 高品質堆肥の生産等の技術的課題に対する専門家による現地指導等に必要な経費 (5) 高品質堆肥の流通等の現状や課題に対するコンサルタントによる改善指導等に必要な経費		定額 定額 定額 定額 定額
2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 (1) 好気性強制発酵による堆肥の高品質化の検討、広域流通や海外輸出等の促進を図るための協議会の開催に必要な経費 (2) 堆肥及び液肥の成分分析費 (3) 堆肥造粒機等の導入に必要な経費	堆肥造粒機、堆肥袋詰め機、その他堆肥の流通を促進するために必要と認められる機械とする。	定額 定額 1/2 以内

3 畜産・土づくり施設等 導入支援事業 (1) 好気性強制発酵による堆肥等の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備に必要な経費	1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次のアからエの要件を全て満たすことを要するものとする。 ア 家畜排せつ物を原料として好気性強制発酵を用いて肥料を生産する施設等とする。 イ 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。 ウ 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 エ 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第198号）に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。 5 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。 ア 堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉型堆肥化装置を含む）、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）等）、液肥化処理施設（ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等） イ アの施設と一体的に整備する設備 6 施設と一体的に整備する設備は、次のアからウまでを全て満たすものとする。 ア 5で整備する施設と併せて設置する設備であること。 イ 堆肥又は液肥の水分調整、発酵、調整、ペレット化等の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。 ウ 施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。 7 堆肥・液肥の肥料成分等について分析を行い、耕種	1/2 以内 （堆肥舎については、上限事業費を45 千円／㎡とする。） （液肥化処理施設については、上限事業費を1,000 ㎡未満は30 千円／㎡、1,000 ㎡以上は25 千円／㎡とする。）

	農家等の堆肥需用者のニーズに合うものを販売すること。 8 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。	
4 畜産環境対策推進体制支援事業 (1) 高度な畜産環境対策の推進を図るための協議会の開催に必要な経費 (2) 臭気測定、水質検査に係る経費		定額 定額
5 畜産環境関連施設等導入支援事業 高度な畜産環境対策を実施するための施設の整備又は補改修に必要な経費	1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の要件を全て満たすことを要するものとする。 ア 脱臭施設を整備又は補改修する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。 イ 污水处理施設を整備又は補改修する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める一般排水基準以下に処理し得る能力を有すること。 ウ 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。 エ 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 オ 既存の施設等の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。 3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 4 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。 ア 污水处理施設	1/2 以内 （污水处理施設については、上限事業費を1,000 m³未満は30千円／m³、1,000 m³以上は25千円／m³とする。）

	貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等 イ 脱臭施設 ウ ア及びイの施設と一体的に整備する設備 5 施設と一体的に整備する設備は、次のアからウまでを全て満たし、周辺環境への影響低減に直接関わるものとする。 ア 4で整備する施設と併せて設置する設備であること。 イ 汚水処理の設備に当たっては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 ウ 脱臭処理の設備に当たっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 6 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。	
--	--	--

別表 2

補助対象経費の細目等

畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産環境対策推進体制支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

なお、「堆肥造粒機等導入費」については、畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業のみ対象とする。また、畜産堆肥流通体制支援事業については、別に定める公募要領によるものとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	堆肥造粒機等導入費	堆肥の造粒や袋詰め等に必要な機械の導入費	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経	・原材料は物品

		費	受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体、取組主体に従事する者に対する謝金は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- （１）本事業で得られた機械や成果物を有償で配布した場合
- （２）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別添 1

畜産環境対策総合支援事業に係る採点基準

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合においては、採択しないものとする。

- ・ 過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消しを受けたことがある事業実施主体である場合
- ・ 取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適切に行われ、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画になっていない場合
- ・ Iの各評価項目について、「全く認められない：0点」と判断される項目が存在する場合
- ・ 地域住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合

I. 採点基準（共通）

採点基準	評価項目	評価の方法	配分基準	配点
1. 有効性	(1) 課題設定	地域の実態についての現状分析（注）に基づいて、課題が正確に設定されているか。 （注） 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業においては、地域における家畜排せつ物の発生量や堆肥供給量、堆肥需用者の堆肥ニーズや需要量等 2 畜産環境対策推進体制支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業においては、畜産経営と宅地の混住化の程度や悪臭等に係る苦情発生状況、地域の水源環境への負荷等	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 目標の妥当性	現状分析と目指すべき将来像を比較し、適切な事業規模となっているか（地域の構成員や実態に照らして、実現が見込めない過大な目標や、局所的・一時的で過小な目標になっていないか）。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
2. 実現性	(1) 計画の実現可能性	計画の実現可能性について、設定された課題を解決するため、各地域の実態を踏まえた固有の対応策として具体的かつ有効な方策であるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点

	(2) 協議会の組織体制	・各構成員の役割や相互の連携について明確であり、事業遂行のために効果的な実施体制となっているか。また、事業遂行に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
3. 効率性	(1) 予算計画の妥当性	協議会の活動規模、施設整備の規模、機能、利用方法が、事業実施計画で実施することとしている取組に照らして適切であるか。不必要な活動内容や機能を有する施設整備の内容となっていないか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) スケジュールの妥当性	目標達成のための妥当なスケジュールであるか。また、事業目的の達成のために必要な取組を過不足なく取り上げているか。その関係及び順序は適切か。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
4. 公益性	(1) 地域の政策課題との整合性	事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく都道府県計画や、地域の環境基準等と整合しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 地域への波及	協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるような体制にあるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点

Ⅱ 採点基準（施設等整備）

1 成果目標に係る基準

審査基準	評価の方法	配点
1. 畜産・土づくり施設等導入支援事業	【堆肥】 ・取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする堆肥について、生産量全体に占める販売量又は輸出量の割合を 10 ポイント以上増加。 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 ・次の（１）又は（２）の取組を行う事業実施計画については、それぞれ 3 点を加算できるものとする。 （１）堆肥をペレット化する取組 （２）広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬又は 100km 以上の運搬のいずれか運搬距離の長いもの。離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県並びに鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）においては海上輸送を伴うもの。）又は輸出を行う取組。 【液肥】 ・取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする液肥について、生産量全体に占める販売量の割合を 10 ポイント以上増加。 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 ・液肥の広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬又は 100km 以上の運搬のいずれか運搬距離の長いもの。離島等においては海上輸送を伴うもの。）又は輸出を行う取組にあっては、6 点を加算できるものとする。	最大 10 点
2. 畜産環境関連施設等導入支援事業	【浄化処理】 現状の事業場排水 1 ㍓当たりの硝酸性窒素等を 20%以上低減。 20%以上・・・・・・・・・・ 2 点	最大 10 点

	35%以上・・・・・・・・・・ 4 点 50%以上・・・・・・・・・・ 6 点 65%以上・・・・・・・・・・ 8 点 80%以上・・・・・・・・・・ 10 点 ・水質汚濁防止法等に基づく規制地域であって、一般排水基準未達となる場合にあっては0点とする。 【悪臭低減】 事業場との敷地境界線上の臭気指数を11%以上低減。 11%以上・・・・・・・・・・ 2 点 17%以上・・・・・・・・・・ 4 点 22%以上・・・・・・・・・・ 6 点 28%以上・・・・・・・・・・ 8 点 33%以上・・・・・・・・・・ 10 点 ・悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては0点とする。 ・悪臭防止法に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる。 ※ 浄化処理及び悪臭低減の取組を実施する場合にあっては、両者のポイントの合計を2で除した点数（小数点以下は切り上げる）を採点に用いることとする。	
--	---	--

2 加算事項

施設等整備による飼養頭羽数の伸び率に応じて、最大10点を加算することとする。

（飼養頭羽数の伸び率）

新設	（補改修のみ）	点数
・100%以上	（50%以上）	10 点
・50%以上	（25%以上）	8 点
・30%以上	（15%以上）	6 点
・10%以上	（5%以上）	4 点
・10%未満	（5%未満）	2 点
・新規就農の場合		10 点

別紙申請書様式

番 号
年 月 日

(※1) 農林水産省畜産局長 殿

(※2) 都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

〇〇年度畜産環境対策総合支援事業実施計画の（変更）承認
申請について

〇〇年度において、畜産環境対策総合支援事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇〇畜産第〇〇号農林水産省畜産局長通知）別紙9の第7の1に基づき、別添資料を添えて（変更）承認申請する。

（注）畜産堆肥流通体制支援事業にあつては（※1）、畜産堆肥流通体制支援事業以外の事業にあつては（※2）の提出先とする。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産堆肥流通体制支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 1 号

第 1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業実施主体名	事業概要	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
	畜産堆肥流通体制支援事業	円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
合 計		円	円	円	円	

注 1 : 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注 2 : 国庫補助金以外からの拠出があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業完了予定 年 月 日

第 2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《目的・目的達成のための手法》

別記様式第1号

2 事業の成果目標

成果目標の内容	例：・環境負荷軽減の取組に対する畜産経営の理解増進に向けた検討会の開催回数 ・専門家による現地指導の実施畜産経営体数 ・コンサルタントによる改善指導の受診経営体数 等			
成果目標の具体的な数値	目標値	〇〇	備考	

第3 事業内容

1 計画のスケジュール

[illegible]

別記様式第 1 号

2 事業内容の詳細

(1) 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

注：開催する検討会ごとに記入すること。

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備 考
計						

別記様式第 1 号

(2) 優良事例の収集・調査

① 優良事例の調査

調 査 時 期	調 査 件 数	調 査 先 選 定 方 法	調 査 内 容	備 考
年 月 ～ 年 月	経営体			

② 調査堆肥の成分分析

分 析 回 数	実 施 時 期	目 的	実 施 方 法 (分 析 内 容)	備 考
	年 月			

実 施 内 容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 ② (人数、回数等)	金 額 (円) (①×②)	備 考
計						

別記様式第 1 号

(3) 理解醸成等を図るための情報発信

実 施 時 期	対 象 者 数 (参 加 者 数)	実 施 内 容		備 考
			実 施 内 容 の 詳 細	
年 月				
年 月 ～ 年 月				

注：実績報告時は実績をそれぞれ記入すること。

実 施 内 容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 ② (人数、回数等)	金 額 (円) (①×②)	備 考
計						

別記様式第 1 号

(4) 現地指導の実施

実 施 時 期	対 象 経 営 体 数	指 導 員 (専 門 家) の 範 囲	指 導 内 容	備 考
年 月 ～ 年 月	経営体			

実 施 内 容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 ② (人 数 、 回 数 等)	金 額 (円) (① × ②)	備 考
計						

別記様式第 1 号

(5) コンサルタントへの相談

実 施 時 期	対 象 地 域	相 談 経 営 体 数	指 導 内 容	備 考
年 月 ～ 年 月		経営体		

注 1：複数のコンサルタントで実施する場合、それぞれ分けて記入すること。

注 2：全国を対象とする場合、対象地域欄には「全国」と記入すること。

注 3：実績報告時には、備考欄にコンサルタント業者名及び事務所住所を記入すること。

実 施 内 容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 ② (人数、回数等)	金 額 (円) (①×②)	備 考
計						

第 4 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第 5 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （１）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- （２）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （３）別表 2 の細目を活用した事業費積算
- （４）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （５）その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、計画承認申請で提出した記載内容と金額や値などが異なる場合、計画承認申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産・土づくり施設等導入支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 2 号

第 1 事業計画総括表

1 事業概要等

協議会 名	事業概要	取組主体名	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
				国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
	畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業		円	円	円	円	
	(1) 協議会の開催		円	円	円	円	
	(2) 堆肥の成分分析		円	円	円	円	
	(3) 堆肥造粒機等の導入		円	円	円	円	
	畜産・土づくり施設等導入支援事業		円	円	円	円	
附帯事務費（事業実施主体分）			円	円	円	円	
合 計			円	円	円	円	

(注) 1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業完了予定 年 月 日

別記様式第 2 号

第 2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《現状（直近数年間の状況変化）》
《目的（将来（○年後）目指す姿）》

2 事業の成果目標

成果目標の内容	協議会における堆肥生産量に占める販売量の割合を○○年後に○○ポイント以上増加			
成果目標の具体的な数値	現状値 (年度)	○○% (△△トン/○○トン)	目標年度 (年度)	○○% (△△トン/○○トン)

3 その他の取組

取組内容	・堆肥の成分分析の取組 ・堆肥のペレット化の取組 ・広域流通、輸出等の取組 等			
具体的な数値目標	現状値 (年度)	○○% (△△トン/○○トン)	目標年度 (年度)	○○% (△△トン/○○トン)

別記様式第 2 号

第 3 協議会の組織体制と役割

1 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
畜産農家	
耕種農家	
肥料メーカー	
都道府県	
市町村	
その他 ○○	

- 注 1： 事業実施体制が分かる図を添付すること。
- 注 2： 畜産を営む者以外の 2 者以上の関係者から構成される協議会であること。
- 注 3： 機械導入又は施設整備に取り組む場合にあっては、取組主体となる者の右側に（ ）書きにより取組主体と記載すること。

2 取組主体

< 畜産農家が取組主体となる場合 >

取組主体名	
経営形態	
飼養方式	
家畜排せつ物発生量（年間）	
堆肥生産量（年間）	
堆肥販売方法（現状）	
その他	

注：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

別記様式第 2 号

＜畜産農家以外が取組主体となる場合＞

取組主体名					
経営形態、業種					
協議会内の畜産農家 家構成員	経営形態	家畜排せつ物発生量（年間）	堆肥生産量（年間）	堆肥販売方法（現状）	その他

注 1： 機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

注 2： 協議会に畜産農家構成員が 3 戸以上含まれる場合は記載できない畜産農家は別にまとめて提出すること（任意様式で可）。

3 計画のスケジュールと構成員の取組

番号	目的達成のための取組（概要）	計画における構成員の連携・役割分担
1	《取組の内容・時期》	
2	《取組の内容・時期》	

別記様式第2号

4 事業内容の詳細

(1) 協議会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

注：開催する検討会ごとに記入すること。なお、調査結果の取りまとめ、分析に関する会議についても記入すること。

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備 考
計						

注：畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業を申請する場合に記載すること。

別記様式第 2 号

(2) 堆肥の成分分析

分 析 回 数	実 施 時 期	目 的	実 施 方 法 (分析内容)	備 考
	年 月			

実 施 内 容	費 目	細 目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業を申請する場合に記載すること。

(3) 堆肥造粒機等の導入

No	導入機器	導入予定 時期	事業費	単価	負担区分			補助率	補助残融資	
					国費	自己資金	その他		有無	金融機関名、融資資金名、 融資予定金額、償還年数等
1										
2										
消費税相当額										
合計										

導入する機械の設置場所：

注：畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業を申請する場合に記載すること。

別記様式第 2 号

(4) 施設等の整備

No	施設等の種類・内容	施設規模	新たに整備する施設等の予定地（住所）
1			
2			
3			

注：畜産・土づくり施設等導入支援事業を申請する場合に記載すること。

No	施設等の種類	しゅん工予定時期	事業費	単価	負担区分			補助率	費用対効果 分析結果	補助残融資	
					国費	自己資金	その他			有無	金融機関名、融資資金名、 融資予定金額、償還年数等
1											
2											
附帯事務費（取組主体分）											
消費税相当額											
合計											

注：畜産・土づくり施設等導入支援事業を申請する場合に記載すること。

別記様式第 2 号

(5) 補助残融資担保 ((4) の補助残融資担保に該当する施設について記載)

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

第 4 協議会の組織体制と役割

(1) 地域における政策課題との整合性

《事業実施計画と家畜排せつ物法に基づく都道府県計画の整合性等について記載》

(2) 地域への波及効果

《協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画等について記載》

別記様式第2号

第5 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第6 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画（畜産クラスター計画に準じた目標を含む。）及び収支予算等（新たに設立された協議会にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- （2）取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- （3）取組主体等が要領で規定する集団及び団体の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- （4）農業環境規範に基づく点検シート（写し）
- （5）概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- （6）別表2の細目を活用した事業費積算
- （7）事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- （8）申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- （9）申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカタログ（写し）
- （10）既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- （11）既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- （12）申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料

別記様式第2号

(13) 費用対効果分析結果の算出根拠資料

(14) その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、計画承認申請で提出した記載内容と金額や値などが異なる場合、計画承認申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産環境対策推進体制支援事業
畜産環境関連施設等導入支援事業

事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 3 号

第 1 事業計画総括表

1 事業概要等

協議会 名	事業概要	取組主体名	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
				国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
	畜産環境対策推進体制支援事業		円	円	円	円	
	(1) 協議会の開催		円	円	円	円	
	(2) 臭気測定・水質検査		円	円	円	円	
	畜産環境関連施設等導入支援事業		円	円	円	円	
附帯事務費（事業実施主体分）			円	円	円	円	
合 計			円	円	円	円	

(注) 1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業完了予定 年 月 日

第 2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《現状（直近数年間の状況変化）》
《目的（将来（○年後）目指す姿）》

2 事業の成果目標

成果目標の内容	・ 事業場との敷地境界線上の臭気指数の〇〇%以上の低減 ・ 事業場排水 1ℓ 当たりの硝酸性窒素等の〇〇%以上の低減			
成果目標の具体的な数値	現状値 (年度)	〇〇% (△△/〇〇)	目標年度 (年度)	〇〇% (△△/〇〇)

別記様式第 3 号

第 3 協議会の組織体制と役割

1 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
畜産農家	
農協	
自治会	
都道府県	
市町村	
その他 ○○	

- 注 1： 事業実施体制が分かる図を添付すること。
- 注 2： 畜産を営む者以外の 2 者以上の関係者から構成される協議会であること。
- 注 3： 機械導入又は施設整備に取り組む場合にあっては、取組主体となる者の右側に（ ）書きにより取組主体と記載すること。

2 取組主体

< 畜産農家が取組主体となる場合 >

取組主体名	
経営形態	
飼養方式	
家畜排せつ物発生量（年間）	
臭気対策の方法（現状）	
浄化处理の方法（現状）	
その他	

注：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

別記様式第3号

＜畜産農家以外が取組主体となる場合＞

取組主体名					
経営形態、業種					
協議会内の畜産農家 家構成員	経営形態	家畜排せつ物発生量（年間）	臭気対策の方法（現状）	浄化処理の方法（現状）	その他

注1： 機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

注2： 協議会に畜産農家構成員が3戸以上含まれる場合は記載できない畜産農家は別にまとめて提出すること（任意様式で可）。

3 計画のスケジュールと構成員の取組

番号	目的達成のための取組（概要）	計画における構成員の連携・役割分担
1	《取組の内容・時期》	
2	《取組の内容・時期》	

別記様式第3号

4 事業内容の詳細

(1) 協議会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

注：開催する検討会ごとに記入すること。なお、調査結果の取りまとめ、分析に関する会議についても記入すること。

実施内容	費目	細目	単価（円） ①	員数 ② （人数、回数等）	金額（円） （①×②）	備 考
計						

注：畜産環境対策推進体制支援事業を申請する場合に記載すること。

別記様式第3号

(2) 臭気測定・水質検査

分 析 回 数	実 施 時 期	目 的	実 施 方 法 (分析内容)	備 考
	年 月			

実 施 内 容	費 目	細 目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備 考
計						

注：畜産環境対策推進体制支援事業を申請する場合に記載すること。

(3) 施設等の整備

No	施設等の種類・内容	施設規模	新たに整備する施設等の予定地（住所）
1			
2			
3			

注：施設整備に取り組む場合に記載すること。

別記様式第 3 号

No	施設等の種類	しゅん工予定時期	事業費	単価	負担区分			補助率	費用対効果 分析結果	補助残融資	
					国費	自己資金	その他			有無	金融機関名、融資資金名、 融資予定金額、償還年数等
1											
2											
附帯事務費（取組主体分）											
消費税相当額											
合計											

注：施設整備に取り組む場合に記載すること。

（４）補助残融資担保（（３）の補助残融資担保に該当する施設について記載）

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

第 4 協議会の組織体制と役割

（１）地域における政策課題との整合性

《事業実施計画と家畜排せつ物法に基づく都道府県計画の整合性等について記載》

別記様式第3号

(2) 地域への波及効果

《協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画等について記載》

第5 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第6 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画（畜産クラスター計画に準じた目標を含む。）及び収支予算等（新たに設立された協議会にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- (2) 取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- (3) 取組主体等が要領で規定する集団及び団体の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- (4) 農業環境規範に基づく点検シート（写し）
- (5) 概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- (6) 別表2の細目を活用した事業費積算
- (7) 事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）

別記様式第3号

- (8) 申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- (9) 申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカタログ（写し）
- (10) 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- (11) 既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- (12) 申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料
- (13) 費用対効果分析結果の算出根拠資料
- (14) その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、計画承認申請で提出した記載内容と金額や値などが異なる場合、計画承認申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事
氏 名

〇〇年度畜産環境対策総合支援事業実施計画の（変更）承認
申請について

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け
〇畜産第〇号農林水産省畜産局長通知）別紙9の第7の2の（2）に基づき、
別添資料を添えて（変更）承認申請する。

（注） 別添として都道府県事業実施計画総括表等を添付すること。

都道府県事業実施計画総括表

(1)事業費及び採点結果

番号	事業実施主体	取組主体 (※)	事業内容 (事業名)	事業の概要 (施設等の規模、能力等)	事業費 (円)	負担区分				完了年月日	事業の成果目標			都道府県 の採点結果	備考
						補助金 (円)	都道府県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)		内容	現状値	目標値		
事業費計															
附帯事務費															
合計															

- (注) 1 番号は事業内容ごとに割り振ること。
- 2 各番号に対応する別記様式第2号及び第3号を添付すること。
- 3 整備した施設等の貸付けをする場合には、(※)内に借受者を記載すること。
- 4 「事業内容(事業名)」欄は、別記様式第2号の場合には「土づくり」、別記様式第3号の場合には「環境対策」と記載すること。
- 5 「都道府県の採点」欄の内訳が分かる資料を添付すること。

(2)附帯事務費

事業内容	事業費 (円)	負担区分			備考
		補助金(円)	都道府県費(円)	その他(円)	
合計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、畜産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載すること。
- 2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、「事業内容」欄の経費ごとに記載すること。

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

畜産環境対策総合支援事業成果報告書
(〇〇年度)

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け
〇畜産第〇号農林水産省畜産局長通知）別紙 9 の第 8 の 1 に基づき、別添のと
おり報告します。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産堆肥流通体制支援事業

成果報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 5 号別添

1 事業実施状況

事業実施主体名	事業概要	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
	畜産堆肥流通体制支援事業	円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
合 計		円	円	円	円	

注 1 : 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注 2 : 国庫補助金以外からの拠出があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業の成果

内 容	事業成果

注 : 内容には取り組んだ事業ごとの実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

成果目標の内容				
成果目標の具体的な数値	実績値 (計画時の目標値)	()	達成率	

4 取組の総合評価及び事業の効果

5 添付資料（任意）

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

畜産環境対策総合支援事業成果報告書（評価報告書）
（〇〇年度）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け
〇畜産第〇号農林水産省畜産局長通知）別紙 9 の第 8 の 2 に基づき、別添のと
おり報告します。

（注）1 別紙 9 の第 9 の 1 に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、本
文中「第 8 の 2」を「第 8 の 2 及び第 9 の 1」に置き換えるものとする。

- 2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等
導入支援事業については、別添 1 の成果報告書を、畜産環境対策推進
体制支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業については、別添
2 の成果報告書を添付すること。

畜産環境対策総合支援事業のうち
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産・土づくり施設等導入支援事業
成果報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 6 号別添 1

1 事業実施状況

協議会名	事業	事業の概要	取組 主体名	事業費 (A+B+C)	負担区分			しゅん功又は 完了年月日	備考
					補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)		
	畜産・土づくり堆肥生産流通 体制支援事業			円	円	円	円		
	(1) 協議会の開催			円	円	円	円		
	(2) 堆肥の成分分析			円	円	円	円		
	(3) 堆肥造粒機等の導入	(機械の名称、構造・面積・能力・処理量等)		円	円	円	円		
	畜産・土づくり施設等導入 支援事業	(施設等の名称、構造・面積・能力・処理量等)		円	円	円	円		
				円	円	円	円		
				円	円	円	円		
				円	円	円	円		
	合 計			円	円	円	円		

(注) 1 : 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 : 国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業の成果

内 容	事業成果

注：内容には、取り組んだ事業ごとの実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

(1) 取組の成果目標

成果目標の内容	計画時 (令和○年 度)	1 年目 (令和□年 度)	2 年目 (令和△年 度)	3 年目 【目標年度】 (令和◇年 度)	達成率	備考

(2) 増頭計画（目標年度の翌年度の成果報告書までに記載すること）

現状 (令和○年度)	計画 (令和○年度)
頭/羽	頭/羽

4 当該年度の取組の総合評価

--

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況（目標年度の翌年度の成果報告書には記載不要）

--

6 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（1）成果目標の達成状況

--

（2）事業実施後の課題

--

（注）成果目標の達成や施設等の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

(3) 改善方策（改善の必要がある場合に記載）

--

（注）成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

--

（注） 1：成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

2：各効果の値とその根拠資料も添付すること。

畜産環境対策総合支援事業のうち

畜産環境対策推進体制支援事業

畜産環境関連施設等導入支援事業

成果報告書

事業実施年度（目標年度） 年度（ 年度）

事業実施主体名：

代表者名：

別記様式第 6 号別添 2

1 事業実施状況

協議会名	事業	事業の概要	取組 主体名	事業費 (A+B+C)	負担区分			しゅん功又は 完了年月日	備考
					補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)		
	畜産環境対策推進体制支援事業			円	円	円	円		
	（１）協議会の開催			円	円	円	円		
	（２）臭気測定・水質検査			円	円	円	円		
	畜産環境関連施設等導入支援 事業	（施設等の名称、構造・面積・能力・処理量等）		円	円	円	円		
				円	円	円	円		
				円	円	円	円		
				円	円	円	円		
合 計				円	円	円	円		

(注) 1 : 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 : 国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業の成果

内 容	事業成果

注：内容には、取り組んだ事業ごとの実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

(1) 取組の成果目標

成果目標の内容	計画時 (令和○年 度)	1 年目 (令和□年 度)	2 年目 (令和△年 度)	3 年目 【目標年度】 (令和◇年 度)	達成率	備考

(2) 増頭計画（目標年度の翌年度の成果報告書までに記載すること）

現状 (令和○年)	計画 (令和○年)
頭/羽	頭/羽

4 当該年度の取組の総合評価

--

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況（目標年度の翌年度の成果報告書には記載不要）

--

6 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（1）成果目標の達成状況

--

（2）事業実施後の課題

--

（注）成果目標の達成や施設等の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

(3) 改善方策（改善の必要がある場合に記載）

--

（注）成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

--

（注） 1：成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

2：各効果の値とその根拠資料も添付すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事
氏 名

畜産環境対策総合支援事業成果報告書（評価報告書）
（〇〇年度）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け
〇畜産第〇号農林水産省畜産局長通知）別紙9の第8の2に基づき、別添のと
おり報告します。

（注）1 別紙9の第9の1に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、本
文中「第8の2」を「第8の2及び第9の1」に置き換えるものとする。

2 別添として都道府県事業成果報告書（評価報告書）を添付すること。

都道府県事業成果報告書(評価報告書)

事業実施主体	事業内容 (事業名)	事業の概要 (施設等の規模、能力等)	取組主体	成果目標	事業実施状況					事業費 (円)	負担区分				完了年月日	事業実施主体の評価		都道府県 の評価	備考
					計画時 (令和○年度)	1年目 (令和○年度)	2年目 (令和○年度)	3年目 【目標年度】 (令和○年度)	達成率 (%)		補助金 (円)	都道府県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)		総合評価	課題と 翌年度への 反映状況		

都道府県 平均達成率 (%)		都道府県 総合所見	
----------------------	--	--------------	--

- (注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業成果報告書を添付すること。
- 2 達成率は、報告年度における値を記入すること。(達成率:(当該年度の成果目標数値－計画時の現状値)／(計画時の成果目標数値－計画時の現状値))
- 3 「事業内容(事業名)」欄は、別記様式第2号の場合には「土づくり」、別記様式第3号の場合には「環境対策」と記載すること。
- 4 「事業実施主体の評価」欄及び「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所感を記入すること。
- 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
- 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標ごとの達成率の平均値とする。